

都市公園キッチンカー等出店者募集要領

令和5年4月1日制定

令和6年4月1日改正

1 目的

公園の賑わいづくりの創出と魅力ある公園づくりの一環として、公園利用者にキッチンカー等による販売提供を行う者を募集する。

2 出店場所

本宮市が管理する市内の公園内で、市が指定する場所とする（別紙のとおり）。

3 出店資格

- (1) 出店者及び従事者が次に掲げる事項に該当しないこと
 - ア 制限能力者（成年被後見人，被保佐人，被補助人及び未成年者）
 - イ 破産者であって、復権していないもの
 - ウ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - エ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していないもの及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していないもの
 - オ 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - カ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - キ 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
 - ク 政治性及び宗教性のある事業者
 - ケ 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している者
 - コ 公園の円滑な運営に支障をきたす者又はそのおそれのある者
 - サ 都道府県税・区市町村税に滞納がない者
- (2) 営業に関する公的機関の発行する許可証を必要とする行為を行う場合、それを有する個人、法人又は任意団体
- (3) 飲食物を販売品目とする販売行為の場合、保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
- (4) 移動販売車（キッチンカー）での営業の場合、出店者が当該車両の所有権を持っている又はリースしている者

4 出店登録

(1) 出店を希望する者は、登録申請書（様式1）に、次のアからキに該当するものを併せて提出する。

- ア 確認書（様式2）
 - イ 申請者及び従事者の身分証
 - ウ 営業許可証の写し（必要に応じて）
 - エ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証の写し
 ※飲食物を販売品目とする場合
 - オ 出店車両の車検証の写し及び車幅、車高、ナンバープレート番号等がわかる写真（車幅、車高、ナンバープレート番号等がわかるもの）※移動販売車の場合
 - カ リース契約書一式の写し※移動販売車且つ車両をリースしている場合
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 登録後変更が生じた場合は、速やかに変更の該当となる書類を提出すること
- (3) 前条第1項の規定に該当することが認められた場合は、登録申請を受理しない

5 出店許可申請手続き

- (1) 登録完了後、第9条に記載するインターネットアドレスより公園内行為許可申請を行うこと。
- (2) 次のアからエに該当するものがある場合は、出店許可申請手続きを行う際に提出すること
- ア 消防署へ提出した届出の副本の写し
 ※火気器具や発電機などの熱源となるものを使用する場合
 - イ 出店レイアウト図（様式任意）
 ※店舗、出店車両、看板、椅子、テーブル等の配置が記載された、出店中に占有する空間の総面積が算出できるもの
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (3) 第1項及び前項の規定による申請に不備がない場合、次項に定める使用料の納付書を交付する。
- (4) 使用料
- ア 物品を販売し、又は頒布する場合
 使用面積（占有面積）×使用単価（1平方メートルあたり60円）×使用日数
 +人数×単価（1人あたり510円）×使用日数
 - イ 興行を行う場合
 使用面積（占有面積）×使用単価（1平方メートルあたり60円）×使用日数
- (5) 前項に規定する使用料納付確認後、出店許可書を交付する。

6 申請期間及び出店条件

(1) 申請期間

申請受付は、営業予定日の属する月の前月初日（当該日が土日祝日の場合は翌開庁日）から、原則営業予定日の10日前までとする。ただし営業予定日の10日前が土日祝日の場合はその後の開庁日までとする。

※申請受付は基本的に先着順とする。

※10日前までという期間は納付書及び許可書を郵便によって送付する場合を想定した期間である為、窓口での対応が可能な場合については、出店予定日の5営業日前までに使用料の納付が完了できることを条件として受け付ける。

(2) 出店時間

午前7時から午後9時（準備及び撤収に係る時間を含む）までとする。ただし、当該公園内でイベント等の予定がある場合は、イベント当該時間を除く。

(3) 出店日の変更及び使用料の返還

ア 雨天等により出店を中止する場合には、公園管理者（都市整備課）に事前に連絡する。

イ 公園管理者の都合など出店者の責めによらない理由により出店を中止した場合は、使用料を還付する

ウ 前項の規定によらない理由により中止した場合は返還しない。

(4) 販売品目

ア 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内のものとする。

イ 酒類に関しては原則禁止とするが、市長が特に認めた場合にはこの限りではない。

ウ 上記ア、イに該当しない物を販売品目とする場合は、市と協議の上、販売するに適切であると判断したものとする。

7 制限事項

(1) 営業決定後、営業する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。

(2) 許可は、1つの申請者につき、1期間、1箇所までとする。ただし、他に使用申請がない場合は、この限りではない。

(3) 販売品目を変更する場合は、事前に市と協議すること。

(4) 雨天等により出店を中止する場合は、事前に連絡すること。

(5) 公園内への車両の乗入は、指定された場所のみとし、事前に市担当者と協議を行うこと。使用する車両の形状・重量が公園施設に影響を及ぼす場合は、許可できない場合もある。

(6) 許可期間中、営業日以外に公園内へ車両や荷物等を放置しないこと。

(7) 火気を使用する場合には、消火器等を準備し、防火対策を行うこと。

(8) 営業時には、必ず店頭で許可証を掲示すること。

(9) 出店者は、必ずゴミ箱を店舗の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して持ち帰り適切に処理すること。また、店舗及びその周辺を常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

(10) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。また、食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。

(11) 営業中に騒音等により周囲に迷惑が及ぶ行為を行わないこと。

- (12) 利用終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。
- (13) 公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、出店者の負担において原状回復を行うこと。
- (14) 出店に起因する事故や苦情は、出店者の責任において解決すること。
※P L 保険（生産物賠償責任保険）への加入などご検討ください。
- (15) 災害、疫病の流行等により、公園の管理上特に必要があると認める場合は、許可を取り消す場合がある。
- (16) 制限事項に違反する行為及び他の出店希望者の出店の妨げとなる行為を行った場合は、使用許可を取り消し、その後の出店を受け付けない。
- (17) 営業中に当条件を満たさない等により許可を取消すことがある。その取消により出店者に損失が生じた場合、市は一切補償しない。また、出店者は市に対し一切補償の請求は行えない。
- (18) キッチンカー等移動販売車によらない露店による出店の場合、1 コマ 3 m × 3 m の範囲とする。
- (19) その他不明な点については、市担当者との協議する。

8 この要領に定めるもののほか、都市公園キッチンカー等出店許可申請に必要な事項は、市長が定めるものとする。

9 提出先（問い合わせ先）

〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地

本宮市都市整備課公園緑地係(本庁舎1階)

電話 0243-24-5406

FAX 0243-34-3138

ホームページ <https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/33/mizuirojoyohou3.html>

E-mail kouen@city.motomiya.lg.jp

※出店申請フォームは以下のイベント広場ホームページからログインできます。

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072141.task?app=202300011> パソコン用

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lam072141.task?app=202300011> 携帯電話用